

第2回 瀬田川地域安全協議会 議事概要

日時：令和元年 6 月 3 日（月） 14:30～16:00

場所：滋賀県危機管理センター

【出席者】

鷺見大津市副市長（市長代理）、岩永甲賀市長、伊吹滋賀県流域政策局副局長（知事代理）、嶋寺滋賀県防災危機管理監、三和滋賀県大津土木事務所長、北川滋賀県甲賀土木事務所長、橋本滋賀県土木交通部砂防課長、櫻井彦根地方気象台長、松田大戸川ダム工事事務所長、堀田琵琶湖河川事務所長

【報道関係者】

京都新聞社

【主な発言（委員別）】

議題1 規約の改定について

- ・特に意見はなく、承認された。

議題2 瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針（案）について

●減災のための目標について

<甲賀市>

- ・野洲川地域安全協議会では、「社会経済被害を最小化」するために具体的な取り組みを実施していくところに、自治体の責任として「市民の命を守る」という観点を追記すべきという意見があった。瀬田川地域安全協議会にも適用すべきではないか。

<事務局>

- ・4ページの「主な課題」と「減災のための目標」に、「逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため」、「逃げ遅れゼロ」という言葉を入れさせていただく。また「具体的取組」という文言を「ハード・ソフト対策」に変更させていただく。

●ハード対策について

<事務局>

- ・昨年度の協議会において、甲賀市より「大戸川ダムの実現に向けた要望について明記して頂きたい」との意見があり、昨年度はとりあえず案のままで進めた。
- ・今回、事務局で検討した結果、現時点においても淀川水系河川整備計画の中に「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」という記載があるので、検討する段階のものについては今回の取組方針には記載しない。今後、整備計画等にダム本体工事の着手が明記された段階で記載を検討する。
- ・緊急行動計画の改定にかかる関連項目の追加・変更を進める。

<甲賀市>

- ・整備計画にダム本体工事の着手が明記された段階でこの取組方針に記載するとの事だが、甲賀市からいうと、整備計画に反映されるかどうか大きな山場を迎えており、ハード整備ということを考えると、大戸川ダムの工事を本当に一日も早く実施していただかないと根本的な解決にならない。
- ・大戸川ダムの早期実現に向けた取り組みというのはこの協議会の取組方針にしっかり明記し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいくということを記載しておくべきである。
- ・私たちは待ちの姿勢ではない。整備計画にしっかり位置づけるために、この流域の危険性や、地域住民の声をしっかりヒアリングしながら実現に向けて取り組んでいくことは、命を守る観点、ハード整備を進めていく観点からも大変大切なことであり、ぜひ大戸川ダムの早期実現に向けての要望を加えていただきたい。
- ・甲賀市の大戸川、信楽川のハード部分について、この大戸川ダムがないと根本的な整備計画にも結びつかないというのが現状であり、待ちの姿勢でいつか誰かが整備計画をつくってくれるというような姿勢では、市民の皆さん方に説明もできないので、しっかりその部分については流域として要望をしているんだという根本的なところをここの中で見せていかないといけない。

<事務局>

- ・協議会におけるハードの取り組みは、整備計画に書かれていることを進めていくものであり大戸川ダムの整備時期が明記されていないので、明記されていないものに対して協議会がそこに対する言葉を明記すべきでないと考えている。

<琵琶湖河川事務所>

- ・現在、淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況とその影響検証にかかる委員会の報告書を取りまとめている最中でもあるので、一旦事務局と、記載するか、このままいくか、方向性を決めてまた相談させていただきたい。

<甲賀市>

- ・承知した。

<滋賀県>

- ・滋賀県としても、大戸川ダムの整備促進に向けた要望を行っており、そうした活動を進めているところは申し添えておく。

<大津市>

- ・大戸川ダムについては県で検証を重ねられて、一定の効果はあるという結論に至ったということは認識しているが、大津市としてこのダムについての詳細な知見というのは持ち合わせていないことから、判断については今、大津市としては控えているという段階である。今回の取り組み方針の案については、まだ取れないものと考えている。

<琵琶湖河川事務所>

- ・大戸川ダム以外の、元号表記の変更、ハードの実施箇所の変更については(案)のまま修正した上で、今回については(案)のままにして、方向性を決めて協議会の場で諮った上で(案)を取ることにする。

議題 3 平成 30 年度の主な取組内容について

●危機管理型水位計について

<大津市>

- ・危機管理型水位計の設置は大変ありがたい。この水位情報は、住民が個々にホームページ等の情報を見に行くことになるのか。

<事務局>

- ・そのとおりである。

議題 4 令和元年度の主な取組予定について

●防災訓練について

<滋賀県>

- ・平成 30 年 7 月豪雨でも、土砂災害の危険が迫っているということを分かっているながらも結局避難に結びついていない、実効性のある避難ができていないということが大きな課題となった。災害後の調査で、近所や親戚の方からの声掛けにより避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、今後、防災訓練を行う際には、「声かけ避難訓練」の取組も取り入れていただきたい。

情報提供

●「水害・土砂災害の防災情報の伝え方」について

<甲賀市>

- ・「警戒レベル 4 で全員避難」であるが、避難勧告と避難指示の位置づけについて、イメージ的には避難勧告がなくなったということか。

<事務局>

- ・警戒レベル 4 の中には避難勧告と避難指示（緊急）があり、避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令されるもので、必ずしも発令されるものではない。避難勧告が発令され次第、避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難をする必要がある。

以 上